

## 令和7年 第11回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 一 令和7年10月17日（金） 午後2時00分～午後2時20分

場 所 一 高層館12階 選挙管理委員室

出席者 一 （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員  
(事務局) 新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、菊川係長、  
山口副主査

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第11回選挙管理委員会を開催いたします。本日の案件は二つあります。案件1は、指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議についての報告です。案件2はその他となっております。

それでは、案件1の報告をお願いいたします。

（清瀬係長）

それでは、指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議について報告をさせていただきます。

10月6日に浜松市でブロック別検討会議が開催され、前回の委員会でご意見をいただきました法改正要望について、要望文の整理、新規項目の要望の可否などを議論してまいりましたので、その結果報告をさせていただきます。

20政令市をABCのブロックに分けており、その各ブロックで検討した項目につきまして、11月10日・11日に相模原市で開催される主管課長・係長研究会議で報告し、法改正要望として、今後、事務局長会議や委員長会議に上げていくなどを議論いたします。

それでは、最初に新規案件についてです。

1ページと2ページをご覧ください。新規案件の要望の可否について、堺市が入っているBブロック（静岡市～浜松市）の最終意見を記載しております。判定が「○」のものが、Bブロックとして要望することに決定したものです。基本的には、多数決で決定しています。

⑤と⑦が、堺市の意見と違う結果となったものです。Bブロックの意見として採用になったもののうち、堺市の意見と違う結果になったものを中心に、報告させていただきます。

3ページをご覧ください。

新規1「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書の廃止について」ですが、こちらは2ページの新規2と内容が重複する要望ですので、4ページの新規2にまとめて要望することとなりました。

また、要望理由については、より改正の必要性が強調されるよう、「選挙人の記載負担が軽減される」といったことや「投票所入場整理券に宣誓書を印字している市区町村においては、より多くの情報を記載可能となるなど、選挙人の利便性に大きく寄与するものと考える。」といったことを理由部分に追記することとした。

7 ページをご覧ください。

連番 5「行政区単位での記号式投票の導入について」ですが、こちらは名古屋市と堺市が反対意見で、理由は両市とも、投票用紙の発注にあたり、市選管で全区分をまとめて入札にて発注しており、記号式投票が一部の区でのみ可となった場合、事務の煩雑化や市民への影響が問題になるというものでしたが、「一部の行政区のみでも採用することができるようになる」という「できる規定」であれば、「市として導入しないという選択もできるのでは？」という意見もあり、要望するということになりました。

8 ページをご覧ください。

新規 6「投票所の開閉時間の短縮について」ですが、過半数が提案市である横浜市に賛同したことから、判定にあっては「○（要望の必要性がある）」となりましたが、静岡市と京都市から追加の提案があり「投票所を開く時刻の繰り下げ」も加えることとなりました。ただし、選挙権の保障に関わる重要な案件であることを鑑み、繰り下げる具体的な時刻の明記は避ける形式とし、投票環境の向上に逆行すると捉え兼ねないことから、慎重な議論が必要との意見を付するものとしました。

9 ページをご覧ください。

新規 7「選挙人の本人確認書類の位置づけの明確化について」ですが、こちらは過半数の市で要望しないという意見が出て、内容的にも「法改正要望にはなじまない、取扱基準の明確化を求める上で十分では？」という意見もあったため、要望しないということになりました。

14 ページをご覧ください。

新規 12「投票立会人の定足数の変更」ですが、こちらも過半数の市で要望しないという意見でしたので、要望はしないということになりました。ただ、提案市である大阪市からは、「今後、インターネット投票の導入を検討していくのであれば、立会人はどうしていくのか？」という議論も出てくるので、それも併せて、立会人の在り方を考える段階に来ているのでは、という意見がありました。

新規案件は以上です。

続きまして、継続修正案件についてです。18 ページから 23 ページまでとなります。文言の修正など、細かい部分の調整を行いました。

21 ページの連番 10「介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者の郵便等投票

証明書の交付申請における添付書類の要件緩和」については、要望の趣旨が 20 ページの連番 4 「障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正」と同様であるため、連番 4 に組み入れて 1 本の要望とすることとしました。

その他のものについては、8 月の委員会で説明させていただきました内容から大幅な変更はありません。報告は以上です。

(大毛委員長)

ただいま、報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

確認にはなりますが、新規 6 「投票所を開く時刻の繰り下げ及び投票所を閉じる時刻の繰り上げについて」ですが、合計時間の制約はないですか。

(新家次長)

投票時間の合計に制約はありません。法律上、繰り下げ繰り上げができるようになっていますが、今回の法改正要望は、投票所閉鎖時刻を平成 10 年の改正前の午後 6 時となるように縮めてほしいというものになります。

(裏山委員長代理)

全国一律ですか。

(新家次長)

全国一律です。山間部など特別な事情がある投票所で午後 8 時から午後 7 時などへ繰り上げを行っているところがあります。

(裏山委員長代理)

大阪府は 8 時までとなっているが、他の県では 7 時で終わってるところもあるということですね。

(大毛委員長)

他にございませんでしょうか？

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 1 の報告については了と致します。

次に、その他の案件の報告をお願いいたします。

(菊川係長)

25 ページになります。令和 6 年 10 月 27 日執行の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙の選挙運動費用収支報告書について、松木議員から訂正願いの提出がありました。

訂正箇所につきましては、収入の部の 10 月 4 日の寄付をした者の住所又は主たる事務所の所在地につき大阪府大阪市中央区島 1-17-16 三栄長堀ビルとなっているものを大阪府大阪市中央区島之内 1-17-16 三栄長堀ビルに訂正となります。

2 つ目が、収入の部の 10 月 4 日の寄付をした者の氏名又は団体名につき、日本維新の会大阪総支部から日本維新の会大阪府総支部に訂正となります。最後のページ 26 ページが実際の訂正箇所になっておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま、ご報告をいただきましたが質問等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、その他の案件については、了と致します。

それでは、これをもちまして、第 11 回選挙管理委員会を閉会いたします。